

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	茨城県 石岡市

石岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業戦略部 農政課
所在地 茨城県石岡市柿岡5680番地1
電話番号 0299-43-1111
FAX番号 0299-43-6384
メールアドレス nousei@city.ishioka.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	石岡市（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	570.5 a …6,622.3 千円
	果樹	67.0 a …1,022.3 千円
	いも類	11.2 a …522.2 千円
	計	648.7 a 8,166.8 千円
ハクビシン	果樹	85.0 a …2,579.0 千円
	野菜	2.5 a …139.4 千円
	計	87.5 a 2,718.4 千円
アライグマ	果樹	10.0 a …77.4 千円
カラス	算定が困難	被害報告件数は多いが、1農家当たりの被害量が僅少で被害額の評価が難しい。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ 夏～秋の水稻の倒伏被害や梨・柿畑への侵入被害、いも類などの食害が八郷地域の山際の農地を中心に報告されている。</p> <p>ハクビシン 広範囲に被害が出ており、冬～春にイチゴ、春～秋にスイカ、葡萄、梨などへの食害による被害報告が寄せられている。</p> <p>アライグマ ハクビシンと被害が類似しており、イチゴやスイカ、葡萄等の果樹を中心として食害による被害報告が寄せられている。</p> <p>カラス 秋～冬の果樹や果樹袋切り裂きなどの被害が、主に八郷地域の十三塚、上曾、真家などの柿の主産地を中心に多数寄せられている。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の

増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害面積 (a)		
イノシシ	648.7 a	454.0 a
ハクビシン	87.5 a	61.2 a
アライグマ	10.0 a	7.0 a
合計	746.2 a	522.2 a
金額 (千円)		
イノシシ	8,166.8 千円	5,716.7 千円
ハクビシン	2,718.4 千円	1,902.8 千円
アライグマ	77.4 千円	54.1 千円
合計	10,962.6 千円	7,673.6 千円

※カラスによる被害品目の算定が困難なことから、被害面積及び被害金額については計上していない。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ及びカラスは石岡市鳥獣被害対策実施隊において有害捕獲を実施した。 また、狩猟期間は、茨城県猟友会石岡・八郷支部が有害捕獲を実施した。 ハクビシン及びアライグマは農地周辺や被害農家等の敷地に箱わなを設置し、有害捕獲を実施した。	隊員の高齢化や、免許取得者の減少により、捕獲の担い手が減少している。また、鳥獣の行動範囲を鑑み、近隣市と合同で有害捕獲を実施（捕獲期間の統一を含む）する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	国の補助事業、市の補助事業を活用し、広域での侵入防止柵の設置を推進する。 〈設置面積〉 市補助事業・・・16,507m 国補助事業・・・57,325m 計 73,832m	広域での設置となるため、集落でまとまった設置、除草等の維持管理が必要となる。 また、設置箇所の維持管理の軽減を図るため除草シートの設置が必要である。

生息環境管理その他の取組	集落単位で、鳥獣被害防止に関する研修会を開催する。	農業者や実施隊員だけでなく、地域一体となった取り組み・参加が必要である。
--------------	---------------------------	--------------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

当市の主な農作物被害は、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラスによるものである。

これまで、実施隊による捕獲と防護柵設置の推進により被害防止策を行ってきたが、隊員の高齢化や狩猟免許取得者の減少に加えて、防護柵設置の取組が普及しておらず、被害防止には至っていない。そのようなことから、ICT 機器等の最新技術の活用や防護柵設置に関する要件の見直し等を検討し、集落、地域住民が一体となった取組を更に進める。

今後も実施隊の隊員確保・育成と、地域での広域な防護を柱とした体制の整備、取組を行っていくほか、地域単位での勉強会を開催し、イノシシ等を近づけない環境づくりを引き続き進める。また、正確な鳥獣の被害状況と生息状況を把握し、効果的な防止対策を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止特別措置法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を組織し、対象鳥獣の捕獲に取り組む。

実施隊員の任命にあたっては、市長が茨城県猟友会石岡支部、八郷支部に対して、対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者の推薦依頼を行い、各支部から推薦された者を実施隊員として任命することとする。

実施隊に対する指示は、市長が鳥獣捕獲等事業指示書により行う。

実施隊は、対象鳥獣を確実に安全に捕獲するため、銃器(ライフル銃含む)を所持させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ハクビシン アライグマ カラス	石岡市鳥獣被害対策実施隊を中心として、JA等関係機関と連携を図り、捕獲を強化する。 市内に住所を有する農業者等に対し、狩猟免許取得の費用を助成することで、免許取得者を増やし、捕獲の担い手を確保する。 広域での防護柵の設置と箱わなの設置を一体的に行い、捕獲の効率化を図る。 イノシシ捕獲の効率化のため ICT 機器等の最新技術の活用等を検討し捕獲の効率化を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシ 捕獲頭数は500頭程度で推移しているが、被害の減少には繋がっていない。さらなる被害の軽減を図るため、くくりわなを中心とした捕獲数を増やし、年間550頭程度の捕獲を目指す。</p> <p>ハクビシン 捕獲頭数は100頭程度で推移しているが、農産物被害、生活環境被害が増加傾向にある。こうした点から、積極的に実施隊による捕獲を推進し、年間120頭程度の捕獲を目指す。</p> <p>アライグマ 捕獲頭数は90頭程度で推移しているが、農産物被害、生活環境被害が増加傾向にある。こうした点から、積極的に実施隊による捕獲を推進し、年間100頭程度の捕獲を目指す。</p> <p>カラス 捕獲羽数は200羽程度であるが、被害が増加傾向であるため、年間300羽程度の捕獲を目指す。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	550頭	550頭	550頭
ハクビシン	120頭	120頭	120頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
カラス	300羽	300羽	300羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>実施時期は、農作物被害が多発する期間(春～秋)に重点的に対象鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>捕獲方法はイノシシを銃器、くくりわな及び箱わなで、ハクビシン、アライグマを箱わな、カラスを銃器で実施する。</p> <p>捕獲範囲は市内全域とする。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>対象鳥獣捕獲員である従事者（鳥獣被害対策実施隊）が、ライフル銃の使用が認められる場所（山間部）において、大型獣（イノシシ）を効果的かつ安全に捕獲するため、ライフル銃を使用（捕獲又は止差し）する。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済)

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	78,832m (10,000m/年)	88,832m (10,000m/年)	98,832m (10,000m/年)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	集落単位での防護柵の管理についての学習会を実施	集落単位での防護柵の管理についての学習会を実施	集落単位での防護柵の管理についての学習会を実施

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ハクビシン アライグマ カラス	集落単位での環境整備等被害防止についての学習会を実施する。 集落、地域住民が一体となり、緩衝帯の整備や広域な防護柵などを行い被害の防止を図る。
令和6年度		
令和7年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石岡警察署	現地調査、付近のパトロール
石岡市	現地調査、市民への注意喚起
茨城県猟友会石岡・八郷支部	有害捕獲
茨城県県南県民センター 環境・保安課	対応方法に関する助言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記

入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

市役所農政課より、必要性に応じて警察及び猟友会に連絡し、また対応等に不明点がある場合には、県南県民センター 環境・保安課に助言をもらう。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処分を基本とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉としての利活用を検討する。
ペットフード	検討する。
皮革	検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

・イノシシ肉の利活用を念頭に、食肉処理加工施設の整備を検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	石岡市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割

茨城県猟友会石岡支部	有害鳥獣捕獲活動、被害箇所パトロール、被害防止啓蒙活動、実施隊員育成等
茨城県猟友会八郷支部	有害鳥獣捕獲活動、被害箇所パトロール、被害防止啓蒙活動、実施隊員育成等
JA 新ひたち野	会計監査、被害の状況取りまとめ
JA やさと	会計監査、被害の状況取りまとめ
つくばね森林組合	被害の状況調査及び防止対策
いばらき広域農業共済組合	被害の状況調査
石岡市農業委員会	被害の状況調査及び防止対策
石岡市産業戦略部農政課	事務、会計管理、広報活動

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
茨城県県南農林事務所 振興・環境室	有害鳥獣関連情報並びに被害防止技術の情報提供
茨城県県南農林事務所 経営・普及部門地域普及第二課	協議会への防除技術指導、被害調査連携
鳥獣保護管理員	鳥獣保護区の管理、鳥獣に関する各種の調査など、鳥獣保護事業の実施に関する業務

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

別紙 1 石岡市鳥獣被害対策実施隊体制図 参照

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別紙 1

石岡市鳥獣被害対策実施隊 体制図

